

資産流動化計画の作成実務

1. 資産流動化計画

特定目的会社は、設立をすればすぐに流動化業務を行えるわけではない。法第4条第1項は、「特定目的会社は、資産の流動化に係る業務を行うときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。」とあり、この届出が業務開始届出（法第4条第2項）である。法第4条第1項に違反して、業務開始届出をしないで資産の流動化に係る業務を行ったときには、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金（併科あり）に処せられる（法第294条）。

届出の様式は、業務開始届出書（法定の記載フォームがある。）を提出して行う（同第2項）。事務ガイドライン（金融庁のホームページから入手可能）によれば、業務開始届出書の提出が財務局にあると、財務局は「特定目的会社届出書類チェックリスト」に従い、当該届出書の記載事項及び添付書類に不備がないことを確認したうえで受理することになっている。

資産流動化計画の内容は法定（SPC法及び施行令、施行規則）されており、記載方法については、法文の条文から直ちに理解できるものと、そうでないものがある。資産流動化計画（ALP）の実例をサンプルRとして掲示している。

関東財務局で受理される件数がほとんどであり、それ以外の地方の財務局では慣れていない場合もあるので、実際に届出を行う前には弁護士などにレビューをしてもらうほうが良いであろう。

2. 添付書類

業務開始届出書に添付する書面は以下のとおりである。

- ①業務開始届出書
- ②特定目的会社定款
- ③資産流動化計画
- ④特定資産譲受の契約書又は予約契約書（調印済のもの）の写し
- ⑤特定資産管理処分信託契約案（信託設定する場合に限る）
- ⑥特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書（調印済のもの）の写し
- ⑦法第6条の承認があったことを証する書面（社員総会議事録など）
- ⑧特定目的会社の登記事項証明書（単なるコピーは含まれない）
- ⑨役員等の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書又はこれらに代わる書面（当該役員が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）

- ⑩取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しない旨の官公署の証明書（身分証明書及び東京法務局作成の登記されていないことの証明書）
- ⑪役員及び重要使用人の履歴書又は沿革（役員の署名及び個人実印押捺）（第3号書面）
- ⑫取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しないことを誓約する書面（役員の署名及び個人実印押捺）（第4号書面）
- ⑬会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人に該当する旨を証する書面又はその写し（会計参与設置会社の場合）
- ⑭会計参与が欠格事由に該当しないことの誓約書
- ⑮特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿（第5号書面）
- ⑯特定資産の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面（不動産の場合には登記簿謄本）

以上